

首都直下地震対策局長級会議の設置について

1 趣旨

東日本大震災を踏まえ、今後 30 年以内に 70%の確率で発生する首都直下地震、さらには関東大震災クラスの地震に対する対策を強化、確立することが急務である。

この対策は、防災対策の域を超えて、国家的危機管理、金融・産業等経済社会システム、情報通信システム、国土政策など多様な視点からの検討が必要である。

とりわけ、首都地域においては、中枢機能が集積していることから、首都直下地震時においても、中枢機能が継続できるよう、対策に万全を期す必要がある。

このため、関係府省庁局長クラスから構成される標記会議を設置し、特に首都中枢機能の確保に関して、当面取り組むべき対策等を早急に取りまとめる。

2 検討内容

(1) 各府省庁業務継続計画の検証・強化について

各府省庁が策定している首都直下地震を想定した業務継続計画について、東日本大震災の教訓等を踏まえて改めて検証し、改善すべき課題を明らかにした上で、充実・強化する。

(2) 政府横断的な業務継続のあり方の検討

(1)の府省庁ごとの検討に加えて、首都直下地震時において政府全体として必要な業務が継続できる体制を確立するため、各府省庁の業務継続計画の整合性の確保など、政府横断的な業務継続のあり方等を検討し、実施すべき対策項目を取りまとめる。

3 検討の進め方

(1) 本会議の事務は、内閣府政策統括官（防災担当）付が処理する。

(2) 2(1)については、内閣府において、有識者が参画する検証の場を設けることとし、その検証の場において、各府省庁からヒアリングをすること等を通じて、課題の抽出・整理を行い、業務継続計画の充実・強化方策を取りまとめる。

(3) 2(2)については、(1)の各府省庁ヒアリングの結果等を踏まえ検討を進め、本年夏頃を目途に実施すべき対策項目を取りまとめる。

(4) 上記で得られた成果は、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に設置される「首都直下対策検討ワーキンググループ（仮称）」に報告し、同ワーキンググループが本年夏頃に行う「当面実施すべき首都直下地震対策のとりまとめ」に反映させる。

首都直下地震対策局長級会議構成

(座長) 内閣府審議官

内閣官房危機管理審議官

内閣官房内閣審議官(情報セキュリティセンター副センター長)

内閣官房内閣総務官

内閣府大臣官房長

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)

内閣府政策統括官(防災担当)

内閣法制局総務主幹

宮内庁長官官房審議官

公正取引委員会事務総局官房総括審議官

警察庁警備局長

金融庁総務企画局長

消費者庁次長

復興庁統括官

総務省大臣官房長

消防庁次長

法務省大臣官房長

外務省大臣官房長

財務省大臣官房長

文部科学省大臣官房長

厚生労働省社会・援護局長

農林水産省経営局長

経済産業省大臣官房長

資源エネルギー庁次長

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

国土交通省水管理・国土保全局長

国土交通省国土政策局長

国土地理院参事官

気象庁次長

海上保安庁次長

環境省大臣官房長

防衛省大臣官房長